

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株式株価連動 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式株価連動 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- **本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のロックイン判定水準以下となり、かつ、最終価格が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の最終償還判定日の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**
- **本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。**

手数料など諸費用について

本債券を売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります。

(価格変動リスク)

- 本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終価格が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の最終償還判定日の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。また、対象株式の発行会社について、破産手続きが開始された場合等には、本債券が無価値となる場合があります。
- 本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

【本債券の償還前の価格に影響する要因】

本債券の償還前の価格は、様々な要因に影響されます。また、これらの要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性があります。

《対象株式の株価》

対象株式の株価の下落：本債券の価格は下落

対象株式の株価の上昇：本債券の価格は上昇

《対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）》

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の上昇：本債券の価格は下落

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の低下：本債券の価格は上昇

《金利》

円金利の上昇：本債券の価格は下落

円金利の低下：本債券の価格は上昇

《配当利回りと株式保有コスト》

配当利回りの上昇、株式保有コストの下落：本債券の価格は下落

配当利回りの下落、株式保有コストの上昇：本債券の価格は上昇

《本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付》

本債券の価格は、発行体等または対象株式の発行会社の信用力の一般的な評価により影響を受けると予想されます。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受けます。発行体等または対象株式の発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価格は下落する可能性があります。

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(流動性リスク)

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(その他のご留意いただきたい事項)

- 本債券は、主に対象株式にかかわるオプションを内包している商品であり、将来の対象株式の株価の水準によっては、満期償還額が対象株式の株価に連動します。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券所有期間中に、対象株式の配当金等を得ることもできません。
- 本債券にかかわる発行条件（行使価格、早期償還判定水準、ロックイン判定水準）は、本債券の国内受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかわる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

本債券のお取引に金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の売出しの取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で受けたいします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要について

商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
資本金	48,323,132,501 円(2018 年 9 月 30 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1944 年 3 月
連絡先	株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンターにご連絡ください。

固定電話 : 0120-104-214 (フリーダイヤル)

携帯電話・PHS : 0570-550-104 (有料)

※平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

※SBI 証券の取扱い商品・サービスの詳細・お問い合わせは、上記カスタマーサービスセンターで承ります。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

電話番号：株式会社 SBI 証券 カスタマーサービスセンター

固定電話：0120-104-214（フリーダイヤル）

携帯電話・PHS：0570-550-104（有料）

受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年末年始を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以上

2018年11月

発行登録追補目論見書
（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



SBI証券

株式会社SBI証券 2020年6月12日満期
早期償還条項付 / 他社株価連動 円建社債
(ソニー株式会社)

— 売 出 人 —

株式会社SBI証券

株式会社SBI証券 2020年6月12日満期早期償還条項付/他社株価連動 円建社債（ソニー株式会社）（以下「本社債」といいます。）の元本と利息の支払は株式会社SBI証券（以下「発行会社」といいます。）の義務となっております。したがって、発行会社の経営・財務状況の悪化等により、発行会社が本社債の元本若しくは利息を支払わず又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、本社債が時価評価の対象とされている場合には償還前においても評価損を被り、また、本社債を償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

本社債の早期償還は、ソニー株式会社の株式（以下「株式」といいます。）の価格の変動により決定され、また、本社債の償還は株式の価格の変動により、満期償還金額が変動することがありますので、本社債は株式の相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、＜本社債のその他の主な要項＞」をご参照ください。

なお、株式につきましては、本書「第四部 保証会社等の情報、第2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

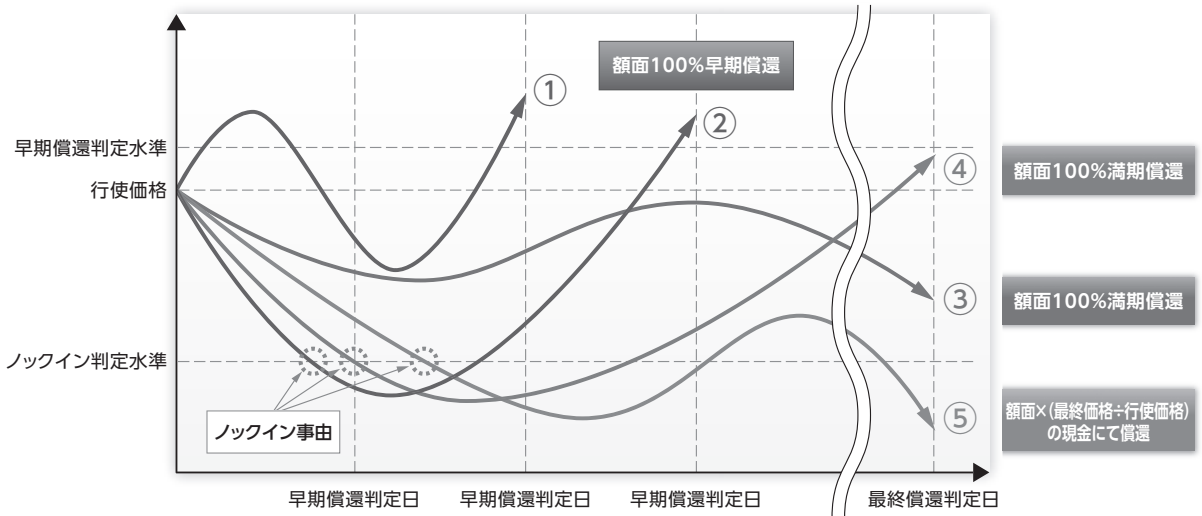
本社債についてその流動性や市場性は何ら保証されるものではなく、償還前の売却が困難な場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

本社債については、社債管理者は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合など、本社債の元利金の支払を受取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要に応じて、各々の本社債の社債権者（以下「社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、社債権者に対していかなる義務も負わず、また、社債権者との間で代理又は信託関係を有しません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 \geq 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、額面金額 \times （最終価格 \div 行使価格）の現金にて満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「本社債のその他の主な要項」の「(5) 償還および買入れ」をご確認ください。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」といいます。)のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. ヒストリカルデータ

2000年1月(または対象株式の取引所上場日)以降の各日を起算日とした約1年半の期間での、最大の下落率及び最大の上昇幅は以下のとおりです。

	起算日	起算日より約1年半後	期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
			下落率	上昇幅
対象株式の株価	6,870円 2007/6/6	1,730円 2008/12/5	▲74.82%	
対象株式の株価の変動率	26.02% 2007/8/3	65.28% 2009/2/2		39.26%
円金利	0.35% 2005/12/13	1.25% 2007/6/12		0.90%

出所: BloombergのデータよりSBI証券作成(2018年11月13日現在)

- 対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ): 対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。
- 円金利: 期間2年の円金利スワップレートを記載しております。
- 対象株式の株価は下落率を、対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)及び円金利は上昇幅を記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終価格が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の株価水準によっては損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1. で示した過去の市場データにおける対象株式の株価の下落率は▲74.82%でした。最終償還判定日における、対象株式の株価の下落率を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、最終償還判定日に対象株式の株価が▲74.82%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

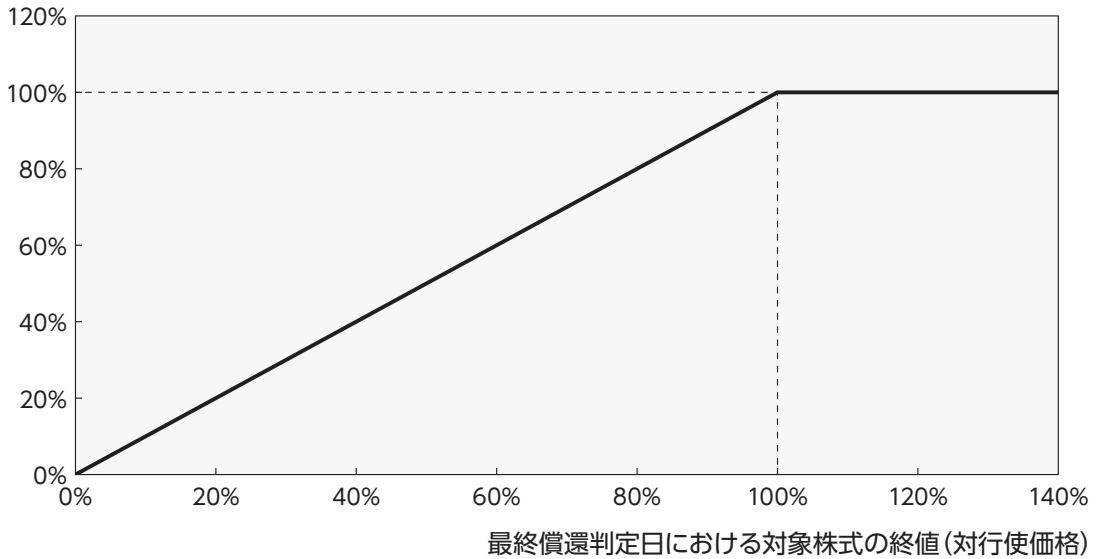
対象株式の株価の行使価格からの下落率	想定損失額(円)	実質償還金額(円)
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲74.82%	▲374,100	125,900
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

※上記の満期償還時の想定損失額については、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮していません。

3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン水準以下となった場合、満期償還額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還額(対額面金額)



4. 流動性リスクについて

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1.に記載の過去の市場データを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体等の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があります。下表の想定損失額(試算額)を上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却価格	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象株式の株価	下落	▲74.82%	154,750円	▲69.05%	▲345,250円
対象株式の株価の予想変動率	上昇	+39.26%			
円金利	上昇	+0.90%			

- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2018年11月13日(試算日)の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象株式の株価推移

参照期間: 1974/9/13~2018/11/9(週足)



出所: BloombergのデータよりSBI証券作成

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30-関東1-6
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成30年11月21日
 【会社名】 株式会社SBI証券
 【英訳名】 SBI SECURITIES Co., Ltd.
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高村 正人
 【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号
 【電話番号】 03-5562-7210（代表）
 【事務連絡者氏名】 常務取締役 齋藤 岳樹
 【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号
 【電話番号】 03-5562-7210（代表）
 【事務連絡者氏名】 常務取締役 齋藤 岳樹
 【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債
 【今回の売出金額】 300百万円
 【発行登録書の内容】

提出日	平成30年8月29日
効力発生日	平成30年9月6日
有効期限	平成32年9月5日
発行登録番号	30-関東1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

【これまでの売出実績】
 （発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
30-関東1-1	平成30年9月6日	5,000百万円	—	—
30-関東1-2	平成30年9月6日	500百万円	—	—
30-関東1-3	平成30年9月6日	300百万円	—	—
30-関東1-4	平成30年9月6日	200百万円	—	—
30-関東1-5	平成30年9月6日	300百万円	—	—
実績合計額（円）		6,300百万円 (6,300百万円)	減額総額（円）	なし

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 293,700百万円
 (293,700百万円)
 (注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）
 該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） ー円
 【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。
 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
第2 【売出要項】	1
1 【売出有価証券】	1
2 【売出しの条件】	3
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	17
第二部 【公開買付けに関する情報】	17
第1 【公開買付けの概要】	17
第2 【統合財務情報】	17
第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】	17
第三部 【参照情報】	17
第1 【参照書類】	17
1 【有価証券報告書及びその添付書類】	17
2 【四半期報告書又は半期報告書】	17
第2 【参照書類の補完情報】	17
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	17
第四部 【保証会社等の情報】	17
第1 【保証会社情報】	17
第2 【保証会社以外の会社の情報】	18
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	18
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	18
第3 【指数等の情報】	18
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	19
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	20

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（売出短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社SBI証券2020年6月12日満期早期償還条項付/他社株価連動 円建社債（ソニー株式会社）（以下「本社債」という。）
記名・無記名の別	無記名式
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額（円）	300百万円
各社債の金額（円）	50万円
売出価額の総額（円）	300百万円
利率（%）	年率5.20%
償還期限	2020年6月12日、ただし、当日が営業日ではない場合、翌営業日に繰り延べるものとするが、関連する利息金額に対する調整は行われない（以下「満期日」という。）。
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券（以下「売出人」という。）

(注) 1. 本社債には、株式会社SBI証券（以下「発行会社」という。）の関係会社その他の者による保証は付されない。

2. 本社債は、発行会社の2018年9月28日付ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づきユーロ市場で発行される。本プログラムについて、発行会社の依頼により、2018年9月28日付にて株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）によりA-の格付が、2018年9月26日付にて株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）によりA-の格付が、それぞれ付与されている。本発行登録追補書類提出日（2018年11月21日）現在、かかる格付の変更はされていない。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I：電話番号03-6273-7471

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」の欄の右端「一覧を見る」をクリックして表示される

「ニュースリリース」(<http://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

3. 本社債の付利は、2018年12月13日（同日を含む。）から開始する。発行日である2018年12月12日には、利息は発生しない
4. 本社債のその他の主要な要項については、下記「本社債のその他の主な要項」を参照のこと。本項において別途定義されているものを除き、本項において用いられる用語は、下記「本社債のその他の主な要項」において定義されたものと同一の意味を有する。

2【売出しの条件】

売出価格（円）	各社債の金額100円につき100円
申込期間	2018年11月21日から2018年12月12日まで
申込単位	額面50万円以上、50万円単位
申込証拠金（円）	なし
申込受付場所	売出人の本店及び日本国内の各支店等
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし

（注） 1. 本社債の発行日は2018年12月12日、日本における受渡期日は2018年12月13日である。

2. ユーロ市場で発行される本社債の券面総額は300百万円である。

3. 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。売出人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。当該外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同約款の規定に従い本社債の券面の交付は行われない。

4. 本社債は、本プログラムに基づきユーロ市場において2018年12月12日に発行される。本社債は、ユーロ市場においてエスピーアイ・セキュリティーズ（香港）リミティッド（以下「引受人」という。）により引き受けられる。本社債は、いかなる証券取引所にも上場されない。

5. 本社債についてはアメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。以下「証券法」という。）に基づく登録はなされておらず、また今後登録がなされる予定もない。証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、米国内若しくはその属領において又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は売付けを行ってはならない。本段落において使用されている用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。

本社債のその他の主な要項

本社債は、発行会社、財務代理人であるミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ及びその他の代理人との間の2015年12月10日付代理人契約（その後の修正を含む。以下「本件財務代理人契約」という。）に従って及び本社債に関して2015年12月10日付けで作成された捺印証書（その後の修正を含む。以下「本件捺印証書」という。）の利益を享受するものとして発行される。本件財務代理人契約及び本件捺印証書の写しは、支払代理人の所定事務所において閲覧することができる。

以下は、本社債のその他の主な要項（以下「本社債要項」という。）である。

(1) 様式、額面及び所有権

本社債は、無記名式とし、確定社債券が発行される場合には、通し番号が付され、利札付で発行される。本社債及び利札の所有権は交付により移転する。管轄権を有する裁判所によって命令された場合又は法律により要求された場合を除き、本社債又は利札の保有者（下記に定義する。）は、その支払期限が過ぎているか否かに関わらず、また、その所有権、信託若しくは持分の通知、それに関する書面若しくはその盗難若しくは紛失に関する書面に関わらず、あらゆる目的においてその絶対的な所有者とみなされ、またそのように取り扱うことができ、いかなる者も保有者をそのように取り扱ったことにつき責任を問われない。

本社債要項において、「社債権者」とは、本社債の持参人をいい、本社債又は利札に関して「保有者」とは、本社債又は利札の持参人をいう。

本社債は、日本円建てで表示される。本社債の額面金額は、50万円であり、本社債の計算金額は、50万円である。

(2) 本社債の地位

本社債及び利札は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務（ただし、下記「(3)担保設定制限条項」に服する。）を構成し、常に同順位であり、互いに優先されない。発行会社が本社債及び利札について負う支払義務は、適用のある法律が例外を定める場合及び下記「(3)担保設定制限条項」に定める場合を除き、発行会社が現在又は将来において負うその他の無担保かつ非劣後の債務及び金銭債務と常に少なくとも同順位である。

(3) 担保設定制限条項

本社債のうち未償還のものがある間又は利札のうち未払いのものがある間は、発行会社は、(a) 関連債務（下記に定義する。）又は関連債務に関する保証若しくは補償を担保するために、現在又は将来の資産の全部又は一部に対して抵当権、先取特権、留置権、質権その他の負担又は担保権を設定せず又はそれらが残存することを認めず、

(b) 発行会社の関連債務に関し第三者により設定された留置権、抵当権、先取特権その他の担保権が残存すること

を認めない。ただし、同時又は事前に本社債について、同等かつ同順位で担保される場合又は社債権者の特別決議によって承認されたその他の担保権が設定されている場合を除く。

「関連債務」とは、設定から1年以内に償還されない（発行会社若しくはその保証人の選択による場合又はそれらの者の債務不履行による場合を除く。）ノート、債券、社債の形式の、あるいはそれらにより表章される発行会社又はその他の者の債務で、いずれかの証券取引所、店頭市場又はその他の組織的証券市場において値付け、上場、通常取引若しくは売買がなされているか、企図されているか、あるいはこれらの行為が可能であるものであって、かつ

(a) それらの条件により日本円以外の通貨での償還若しくは支払を受領する権利が生じるもの、又は (b) 円建てであり発行会社若しくはそれらの発行者の授権により元本総額が当初日本以外において分売されるものをいう。

(4) 利息及びその他の計算

(a) 本社債の利息

各本社債の利息は、額面金額に対して年率5.20%で発生する。各本社債の利息は、利息起算日（下記「(f)定義」において定義される。）から、その額面金額の残高に対して、利息を生じ、当該利息は、2019年3月12日をはじめとする毎年の3月12日、6月12日、9月12日及び12月12日（以下それぞれを「利払日」という。）に各利息期間（下記「(f)定義」において定義される。）について後払いされる。利払日が営業日（下記「(f)定義」において定義される。）ではない場合、翌営業日とするが、関連する利息金額に対する調整は行われず。支払われるべき各本社債の利息の金額は、6,500円とする。但し、初回の利払日である2019年3月12日には各本社債につき6,428円が支払われる。

(b) 利息の発生

利息は、各本社債について、償還日以降は発生しない。ただし、適式な呈示にもかかわらず、支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りではない。この場合、利息は、判断の前後を問わず、関連日（下記「(7)課税」において定義する。）まで、本「(4)利息及びその他の計算」の項において定める方法により、適用利率により発生し続けるものとする。

(c) 端数調整

別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づき必要とされる一切の計算の目的において、(A) 当該計算の結果の全てのパーセントは、パーセントポイントの10万分の1まで四捨五入され、(B) 全ての数値は、7桁の有効桁数まで四捨五入され、また、(C) 支払われるべき全ての通貨建ての金額は、当該通貨の単位まで四捨五入されるが、円貨の場合はこの限りではなく、1円未満は切り捨てられるものとする。かかる目的において、「単位」とは、当該通貨の国において法定支払手段として利用可能な当該通貨の最小金額をいう。

(d) 計算

いずれかの利息期間に関して、本社債につき計算金額当たり支払われるべき利息の金額は、当該利息期間に関する適用利率、計算金額及び日数調整係数の積に相当する額とする。利息が計算される必要があるその他の期間について、上記の規定が適用されるものとするが、日数調整係数は、かかる利息が計算される必要がある期間に係るものとする。

(e) 利息期間、最終償還金額、早期償還金額若しくは強制早期償還金額の算定及び公表

計算代理人が金額を計算し、気配を入手し、又は算定若しくは計算を行う必要がある日の実務上可能な限り速やかに、計算代理人は、場合に応じて、関連する利息期間に関する利息金額を計算し、最終償還金額及び早期償還金額（下記「(5) 償還及び買入れ (a) 対象銘柄終値の水準による早期償還」に記載）若しくは強制早期償還金額（下記「(5) 償還及び買入れ (b) 最終償還 (C) 及び(D)」に記載）を計算し、当該気配を入手し、又は当該算定若しくは計算を行い、並びに各利息期間及び利払日に関する利息金額並びに、計算の必要がある場合においては、最終償還金額又は早期償還金額若しくは強制早期償還金額を、これらの算定の後可能な限り速やかに、ただし、いかなる場合においても当該計算の後4営業日より遅くならず、財務代理人、発行会社、各支払代理人、社債権者、当該情報の受領をもって追加の計算を行う本社債について選任された他の一切の計算代理人に対して、通知するものとする。下記「(9)債務不履行事由」に基づき、本社債の支払期日が到来した場合、以上にかかわらず、本社債について支払われるべき経過利息は、本社債要項に従い、前記と同様に計算され続けるものとするが、かように計算された利息金額の公表は、行われる必要が一切ない。計算代理人によるいずれかの金額の算定、各気配の入手及び各算定又は計算は、明白な誤りがない限り、全ての当事者に対して、終局的であり、かつ拘束力を有する。

(f) 定義

本社債要項において、文脈上別意に解すべき場合を除き、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「営業日」とは、東京、香港及びロンドンにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払を決済する日（土曜日又は日曜日を除く。）をいう。

「日数調整係数」とは、一定の期間（当該期間の初日（同日を含む。）から最終日（同日を含まない。））（利息期間を構成するものであるかを問わない。）（以下「計算期間」という。）に関して、いずれかの本社債の利息の金額の計算について、以下の算式に基づき計算期間中の日数を360で除して算出される数値をいう。

$$\text{日数調整係数} = \frac{(360 \times (Y2 - Y1)) + (30 \times (M2 - M1)) + (D2 - D1)}{360}$$

上記における記号の意義は次のとおりである。

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数値で表示したものである。

「Y2」とは、計算期間の最終日の翌日が属する年を数値で表示したものである。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数値で表示したものである。

「M2」とは、計算期間の最終日の翌日が属する暦月を数値で表示したものである。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数値で表示したものである。ただし、当該数値が31となる場合には、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最終日の翌暦日を数値で表示したものである。ただし、当該数値が31であり、かつ、D1が29より大きい場合、D2は30とする。

「利息金額」とは、次に掲げるものをいう。

(A) ある利息期間に関して、かかる利息期間に係る計算金額当たり支払われるべき利息の金額をいう。

(B) その他の期間に関して、かかる期間に係る計算金額当たり支払われるべき利息の金額をいう。

「利息起算日」とは、2018年12月13日をいう。

「利息期間」とは、利息起算日（同日を含む。）又は利払日（同日を含む。）から直後の利払日（同日を除く。）までの各期間をいう。

「適用利率」とは、年率5.20%をいう。

(g) 計算代理人

本社債要項にて計算代理人に関する規定が置かれている場合、本社債が未償還である限りにおいて、発行会社は、いかなる時点においても、一以上の計算代理人が存在することを確保するものとする。本社債に関して、複数の計算代理人が選任されている場合、本社債要項における計算代理人との用語は、本社債要項に基づき各自の義務を履行する各計算代理人と解されるものとする。計算代理人が計算代理人として行為することができない場合若しくは行為する意思がない場合又は計算代理人がある利息期間に係る利息金額、最終償還金額、早期償還金額若しくは強制早期償還金額の計算若しくはその他の要件の遵守を適式に行わない場合、発行会社は、計算代理人によってなされるべき計算又は算定に最も密接に関連する銀行間市場又は、適切な場合、金融市場、スワップ若しくは店頭指数オプションの市場に従事する、ロンドンにおける本店又は当該市場に活発に従事する他の事務所を通じて行為する主要な銀行又は投資銀行を、同人に代わり計算代理人として行為する者として選任するものとする。計算代理人は、上記に定めるところにより後任者が選任されない限り、その職務を辞することができない。

(5) 償還及び買入れ

(a) 対象銘柄終値の水準による早期償還

本社債要項の規定により償還又は買入れ及び消却されていない限り、ある早期償還判定日（最終償還判定日を除く。）における対象銘柄終値が早期償還判定水準以上となった場合、社債権者に対して5営業日前までの通知（かかる通知は撤回不能とする。）を行った上で、各本社債は全て（一部は不可）、直後の早期償還日にその額面金額（早期償還金額）で早期償還されるものとする。

(b) 最終償還

(A) 本社債要項の規定により償還又は買入れ及び消却されていない限り、各本社債は、満期日（2020年6月12日、ただし、当日が営業日ではない場合、翌営業日に繰り延べるものとするが、関連する利息金額に対する調整は行われぬ。）に以下の通り決定される額（以下「満期償還金額」という。）において償還される。

- (i) ノックイン事由が発生しなかった場合：額面金額の100%
- (ii) ノックイン事由が発生し、かつ最終償還判定日における対象銘柄終値がその行使価格（下記「(15)用語の定義」に定義される。）以上となる場合：額面金額の100%
- (iii) ノックイン事由が発生し、かつ最終償還判定日における対象銘柄終値がその行使価格未満である場合：額面金額×（最終償還判定日における対象銘柄終値÷行使価格）

ただし、満期償還金額は1円未満を四捨五入するものとする。かかる満期償還金額は、0円以上の金額とし、かつ額面金額を上回らないものとする。

- (B) 潜在的調整事由(下記「(15)用語の定義」に定義される。)が発生した場合、計算代理人はその単独かつ完全な裁量により、当該潜在的調整事由が対象銘柄の株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化又は凝縮化が生じる場合は、計算代理人は(i)行使価格並びに計算代理人がその単独かつ完全な裁量によりかかる希薄化又は凝縮化を反映することが適当であると判断するその他の条件を調整し、(ii)当該調整の効力発生日を決定する。

計算代理人は、その完全な裁量により、対象銘柄の株式に関するオプションが取引されている取引所において、当該オプション取引に対して、かかる潜在的調整事由についてなされる調整を参照して決定することができるが、義務ではない。

かかる調整後、計算代理人は下記「(13)通知」の規定に従い実務上可能な限り速やかに社債権者に対し通知を行うものとする。

- (C) 合併事由(下記「(15)用語の定義」に定義される。)が発生したと計算代理人がその単独かつ完全な裁量により判断した場合、合併日又は合併日後に、計算代理人は、(i)本社債に関する転換、決済、支払又はその他の条件に対しかかる合併事由による本社債に対する経済的影響を考慮した上で計算代理人が適切であると判断する調整を行い、(ii)かかる調整の効力発生日を決定するものとする。

- (D) 最終償還判定日以前に対象銘柄の株式に関し国有化、支払不能又は上場廃止が発生したと計算代理人がその単独かつ完全な裁量により判断した場合、発行会社は全ての本社債を強制早期償還金額で下記「(13)通知」に従い社債権者に通知した通りの日に償還するものとし、かかる強制早期償還金額は計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定し、国有化、支払不能又は上場廃止を考慮した本社債の公正市場価値から関連するヘッジ取決めの解除若しくは修正に関し発行会社が負担した費用を差し引いた金額に等しくするものとする。

- (E) 発行会社は、支払代理人に対し本「(5)償還及び買入れ」に従い行われた調整について通知するものとし、また支払代理人の指定事務所において社債権者がかかる調整の内容を閲覧できるよう確保するものとする。

- (c) 計算代理人が、いずれかの早期償還判定日を対象銘柄につき障害日（下記「(15)用語の定義」に定義される。）であると決定した場合、当該早期償還判定日は、障害日でない翌予定取引日とする。当初の早期償還判定日で計算代理人が障害日であると決定した日に続く2予定取引日のいずれも障害日である場合はその限りでない。この場合、(A)2予定取引日目の日を、かかる日が障害日であることにかかわらず早期償還判定日とみなし、(B)計算代理人はその誠実な推測に基づき、かかる日が障害日でないならば支配的だったであろう当該2予定取引日目の評価時刻現在の対象銘柄の株式の株価を決定する。

(d) 調整及び訂正

- (A) 追加障害事由（下記「(15)用語の定義」に定義される。）が発生した場合、発行会社は、その単独かつ完全な裁量において、次に掲げる行為のいずれかを行うことができる。

(i) 計算代理人に対し、その単独かつ完全な裁量において、追加障害事由に対する措置をとるべく行使価格若しくは本社債要項に定めるいずれかの条件の一若しくは複数の条件又はその両方に行う適切な調整（もしあれば）を決定すること並びにかかる調整の効力発生日を決定するよう要求すること。

(ii) 下記「(13)通知」に従い、社債権者に通知することにより、本社債を消却すること。本社債がそのように消却された場合、発行会社は各本社債に関し社債権者に対し金銭を支払うものとする。その金額は、全て計算代理人がその単独かつ完全な裁量において決定するものとし、追加障害事由を考慮に入れた本社債の市場価格から本社債に関するヘッジ取決めに解除するために発行会社若しくはその関係者又はその両者が負担した費用を差し引いた金額とする。支払は下記「(13)通知」に従い社債権者に通知された手順で実行される。

(B) 追加障害事由が発生した場合、発行会社は、下記「(13)通知」に従い、実務上可能な限り速やかに社債権者に対し、追加障害事由が発生した旨、場合によっては、その詳細及びそれらに関してとられる予定の措置を記載した通知を送付するものとする。

(e) 税制上の理由による償還

本社債は、(A) 日本若しくはその地方公共団体若しくは課税権限を有する日本の当局の法令・規則の変更若しくは改正又はかかる法令の適用若しくは公式の解釈の変更の結果（これらの変更又は改正が、本社債を発行することについての合意がなされた日以降に効力を生じるものに限る。）、発行会社が下記「(7)課税」において規定又は参照される追加額を支払う義務を現在若しくは将来において負うこととなり、かつ(B)かかる義務が、発行会社が講じることのできる合理的な措置を講じても避けることのできないものである場合、発行会社の選択により、いつでも、社債権者に対して60日前以降かつ30日前までの撤回不能の通知を行った上で、上記「(5)償還及び買入れ、(a)対象銘柄終値の水準による早期償還」に記載の早期償還金額により、償還について定められた日までに生じた利息を付して、その全部を償還することができるが、一部のみを償還することはできない。ただし、かかる償還通知は、本社債についての支払が当該時点において支払期日を迎えていたと仮定した場合に発行会社がかかる追加額を支払う義務を負っていたとされることとなる最も早い日の90日より前の日に交付してはならない。本項に従って償還通知を発行するより前に、発行会社は財務代理人に対して、発行会社がかかる償還を実行する権限を有する旨を記載しかつ前記のとおり償還を行う発行会社の権利に係る前提条件が満たされていることを証明する事実が記載された発行会社の代表取締役1名の署名ある証明書並びにかかる変更又は修正の結果、発行会社が現在又は将来においてかかる追加額を支払う義務を負う旨の、定評ある外部の法律顧問、公認会計士又は税理士が作成した意見書を交付するものとする。

(f) 買入れ

発行会社及びその子会社は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本社債を買入れることができる。ただし、本社債に関連する、期限未到来の利札が全て、本社債に付されているか、本社債と共に提出されることを条件とする。

(g) 消却

発行会社若しくはその子会社が買い入れたか、又は発行会社若しくはその子会社を代理して買い入れられた本社債は全て、全ての期限未到来の利札と共に、財務代理人に消却のために提出することができ、提出された場合においては、発行会社により償還された全ての本社債と共に（本社債に付されているか、本社債と共に提出される全ての期限未到来の利札と共に）、即時に消却される。消却のために提出された本社債は、これを再発行又は再販売することはできず、かかる本社債に関する発行会社の債務は弁済されたものとみなされる。

(6) 支払

(a) 本社債

本社債の元本及び利息の支払は、以下に従うことを条件として、本社債又は利札を呈示及び提出することと引換に行われ、支払代理人のアメリカ合衆国外の所定営業所において、銀行宛に振り出された関連通貨で支払可能な小切手又は（保有者の選択により）銀行における当該通貨建ての口座への振込みによって行われる。本項における「銀行」は、当該通貨の主要な金融センターに所在する銀行をいう。

(b) 法律に従った支払

あらゆる場合において、支払は全て、(A) 支払場所において適用される財務その他に関する法令に従うものとし（ただし、この規定は下記(7)の規定を損なうものではない。）、かつ(B) 1986年米国内国歳入法第1471条(b)に定める合意に従って要求される源泉徴収若しくは控除又は1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則若しくは合意、かかる条項の公的な解釈若しくはかかる条項に関する政府間の取り組みを施行する法律に従って課されるその他の源泉徴収若しくは控除に服する。

(c) 代理人の選任

発行会社が当初選任した財務代理人、支払代理人及び計算代理人並びにその所定営業所は以下に記載するとおりである。財務代理人、支払代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、いかなる本社債若しくは利札の保有者のためにも、あるいはいかなる本社債若しくは利札の保有者との間でも、代理人若しくは信託の義務若しくは関係を引き受けるものではない。発行会社は随時、財務代理人、その他の支払代理人又は計算代理人の選任を変更又は終了する権限及び追加の若しくはその他の支払代理人を選任する権限を有する。ただし、発行会社が常に(A) 財務代理人1名、(B) 本社債要項によって要求される場合には、1名若しくは複数の計算代理人及び(C) 欧州主要都市に最低1カ所の所定営業所を持つ複数の支払代理人、を維持することを条件とす

る。財務代理人、その他の支払代理人又は計算代理人の選任の変更又は所定営業所の変更についての通知は、社債権者に対して迅速に交付されるものとする。

財務代理人兼支払代理人

ミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ
ルクセンブルグ大公国ミュンスバッハL-5365、ガブリエル・リップマン通り、1 B
(MIZUHO TRUST & BANKING (LUXEMBOURG) S. A.
1B, Rue Gabriel Lippmann, L-5365 Munsbach, Grand-Duché de Luxembourg)

計算代理人

エスピーアイ・セキュリティーズ（香港）リミティッド
香港、チムサーチョイ、5 カントンロード、ハーバーシティ、オーシャンセンター スイート1101
(SBI Securities (Hong Kong) Limited
Suite 1101, Ocean Centre, Harbour City, 5 Canton Road, Tsimshatsui, Hong Kong)

(d) 本社債券は、償還日における支払に際し関連する期限未到来の利札（もしあれば）とともに呈示されることを要し、期限未到来の利札が欠缺している場合は、期限未到来の欠缺利札の金額、又は、全額でない場合は、現に支払われる償還金額の支払われるべき償還金額の総額に対する割合に等しい金額は、最終償還金額、早期償還金額又は強制早期償還金額から控除される。かかる控除された金額は、かかる償還金額の支払に適用される関連日（下記「(7) 課税」に定義される。）から10年以内に上記の手順により当該欠缺利札の提出と引換えに支払われるものとする。

(e) 非営業日

本社債又は利札に関する支払の日が営業日でない場合、その保有者は、翌営業日までその支払を受けることができず、またかかる延期された支払に関する利息その他の金額を受け取る権利を有しない。本項において、「営業日」とは、東京、香港及びロンドンにおける呈示の場所において銀行及び外国為替市場が営業している日（土曜日及び日曜日を除く。）及び銀行に開設している当該通貨建ての口座に送金する方法で支払がなされる場合には、当該通貨国の主要金融センターにおいて当該通貨で外国為替取引が行われる日をいう。

(7) 課税

源泉徴収税が課される場合、発行会社は、本社債要項に基づき支払われる金額を上乗せする義務はなく、社債権者は、かかる源泉徴収税の控除後の純額のみを受け取る権利を有する。

本社債要項において使用される、本社債又は利札に関する「関連日」とは、その支払期日が最初に到来した日又は支払われるべき金員のうちいかなる金額についても不当に留保又は拒絶された場合には、残存している金額が全額支払われた日若しくは本社債要項に従って本社債又は利札を再度呈示すれば支払が行われるという旨の通知が社債権者に対して適式に交付されてから7日が経過した日（ただし、かかる呈示をなした時点で実際に支払が行われることを条件とする。）のいずれか早い日をいう。本社債要項において、(a) 「元本」は、本社債について支払われる一切の最終償還金額、早期償還金額若しくは強制早期償還金額及び上記「(5) 償還及び買入れ」又は変更若しくは補足後の「(5) 償還及び買入れ」に従って支払われる元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(b) 「利息」は、一切の利息額及び上記(4)「利息及びその他の計算」又は変更若しくは補足後の(4)「利息及びその他の計算」に従って支払われるその他一切の金額を含むものとみなされる。

(8) 時効

本社債及び利札の支払に関する発行会社に対する請求権は、それぞれの関連日から元本については10年以内又は利息については5年以内に請求がなされない限り、時効により消滅するものとする。

(9) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（以下「債務不履行事由」という。）が発生し、かかる債務不履行事由が継続している場合、社債権者は、財務代理人の所定営業所に宛てて、当該本社債についての支払が直ちに行われるべきであることを記した書面による通知を送付することができる。この場合、かかる債務不履行事由が、財務代理人がかかる通知を受領する前に治癒されない限り、本社債の早期償還金額若しくは強制早期償還金額及び支払の日までに発生した利息（該当する場合）について直ちに支払期限が到来するものとする。

(a) 本社債のいずれかについて、その利息又は元本の支払期日において支払が（利息の場合）14日を超えて又は（元本の場合）7日を超えて行われなかった場合。

- (b) 発行会社が本社債に関するその他の一又は複数の義務を履行せず又は遵守しない場合で、かかる不履行が、治癒不能であるか又は社債権者が財務代理人の所定営業所に宛てて当該不履行の通知を行ってから30日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社のいずれかの債券、社債、ノート又はその他の借入債務（以下個別に若しくは総称して「負債」という。）で、その未払いの元本総額が5,000,000米ドル（若しくは他の通貨によるその相当額）以上の負債が、治癒されていない債務不履行後に満期日以前に弁済しなければならなくなった場合、これらの負債に対する担保を実行するための措置が取られた場合、発行会社がこれらの負債の返済に関し満期日若しくはこれに適用される猶予期間の経過後に債務不履行となった場合、又は未払いの元本総額が5,000,000米ドル（若しくは上述の相当額（本項が適用される日において主要銀行が提示する米ドルに対する当該通貨の直物相場の仲値に基づく。））以上の他者の負債に対して発行会社が付与した保証若しくは補償が、期日が到来し要求されているにもかかわらず実行されない場合。
- (d) 発行会社の財産、資産又は収益のいずれかの全部又は一部が差押え、仮差押え、強制執行その他の法的措置の対象となり、それが90日以内に取下げ又は停止されない場合。
- (e) 発行会社が清算若しくは解散する旨の管轄権を有する裁判所による最終的かつ不服申立不可能な命令が下された場合又は発行会社による有効な決議が可決された場合。ただし、それが統合、結合、合併若しくは組織再編を目的とする若しくはそれらに従ったものであり、その結果、存続会社又は新設会社が本社債及び利札に基づく発行会社の義務を有効に承継する場合はこの限りではない。
- (f) 発行会社の破産若しくは支払不能により、発行会社の全ての若しくは実質的に全ての資産及び事業に対し担保権者が占有を取得し又は破産管財人が任命された場合で、かかる取得及び任命が90日間継続し取り消されない場合。
- (g) 発行会社が破産法上の意味において支払を停止し、又は、上記(e)に述べた統合、結合、合併若しくは組織再編を目的とする場合を除き、事業を停止し若しくは支払期日の到来時に債務の支払ができない場合。
- (h) 管轄権を有する裁判所により、発行会社の破産若しくは倒産を決定する旨又は発行会社の破産、民事再生、会社更生若しくは倒産に関する日本の法律に基づき発行会社の再生若しくは更生に関する申立てを認める旨の判決又は命令が発せられ、かかる判決又は命令が90日間継続し取り消されない場合。
- (i) 発行会社が破産、民事再生、会社更生若しくは倒産に関する日本の法律に基づき自らについて手続を開始する申立てを行い若しくはかかる手続に同意した場合。

(10) 社債権者集会及び変更

(a) 社債権者集会

本件財務代理人契約は、本社債要項の変更に関する特別決議による承認（本件財務代理人契約に定義される。）を含め、社債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための社債権者集会を招集する際の規定を定めている。かかる集会は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により招集される。特別決議を審議するために招集される集会の定足数は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の過半数を保有する社債権者又は社債権者を代理する者2名以上とする。また、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を保有する社債権者又は社債権者を代理する者1名以上を定足数とする。ただし、かかる集会の議事に、(A) 本社債の満期日若しくは償還日又は本社債に関する利息若しくは利息額の支払の日の変更、(B) 本社債の額面金額又は償還について支払われる追加額の減額又は取消、(C) 本社債に関する利率の引き下げ、本社債に関する利率若しくは利息の額を算定する方法若しくは基準又は利息額を算定する基準の変更、(D) 最終償還金額、早期償還金額若しくは強制早期償還金額の算定方法又は算定基準の変更、(E) 本社債の支払通貨又は額面金額に関する通貨の変更、(F) 特別な定足数の規定が適用される特別決議による承認を必要とする手続を行うこと、(G) 社債権者の集会において必要とされる定足数又は特別決議を可決するために必要とされる決議要件に関する規定の変更に関する議案が含まれる場合はこの限りではなく、この場合に必要とされる定足数は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の75%以上（延期集会においては25%以上）を保有する社債権者又は社債権者を代理する者1名以上とする。適式に可決されたあらゆる特別決議は、本社債及び利札の全ての保有者に対して、当該決議が可決された集会に同人が出席していたか否かに関わらず、拘束力を有する。

未償還の本社債の額面金額の75%以上の社債権者により又はかかる社債権者に代わり署名された書面決議は、適式に招集され開催された社債権者集会で可決された特別決議としてあらゆる意味において有効であり効力を有する。かかる決議は一名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わり署名された単一の書面又は同一の様式による複数の書面によりなされることができる。

(b) 本件財務代理人契約の変更

発行会社は、本件財務代理人契約の変更、不履行若しくは申告された不履行又は不遵守についての宥恕若しくは容認について、かかる行為が社債権者にとって不利にならないと合理的に判断する場合に限り、これらを認めるものとする。

(c) 条件の変更

発行会社は本社債又は利札の保有者の同意なくして、本社債及び利札の保有者の重大な不利益とならないと発行会社が考える明らかな誤りを修正するため本社債要項に記載された条件を変更することができる。かかる変更は本社債及び利札の保有者を拘束するものとし、実務上可能な限り速やかに社債権者に通知されるものとする。

(11) 本社債及び利札の交換

本社債又は利札が紛失、盗難、損傷、汚損又は毀損した場合、適用法令及び証券取引所の規則に従うことを条件として、発行会社が随時その目的で指定し、社債権者に通知するところに従い、支払代理人又はその他の支払代理人の所定営業所において、請求者がそれに関して発生した手数料及び費用を支払うことにより、また、証拠、担保及び補償その他発行会社が要求する事項に関する条件において、本社債又は利札を交換することができる。かかる条件として、紛失、盗難又は毀損したとされている本社債又は利札がその後支払のために呈示された場合には、発行会社の要請により発行会社がかかる本社債又は利札について支払うべき金額が支払われる旨規定することができる。損傷又は汚損された本社債又は利札については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(12) 追加発行

発行会社は随時、本社債又は利札の保有者の同意なくして、本社債と同様の要項が適用される追加の社債を設定及び発行することができ、かかる追加発行された社債は、本社債と統合され、本社債とともに単一のシリーズを構成し、本社債要項中の「本社債」という語はそれによって解釈されるものとする。なお、かかる本社債と同様の要項における「発行日」は、本社債の初回発行日を指す。

(13) 通知

社債権者に対する通知は、ロンドンにおいて一般に頒布されている日刊紙（フィナンシャル・タイムズとなる予定）に掲載することにより、有効になされたものとされる。かかる掲載を行うことが実務上困難な場合、ヨーロッパにおいて一般に頒布されている別の主要な英字日刊紙に掲載することにより、有効に通知がなされたものとされる。かかる通知は全て、当該掲載日又は複数回若しくは異なる日付において掲載された場合には、上記に従って最初に掲載が行われた日付においてなされたものとみなされる。

利札の保有者は、あらゆる目的において、本項に従ってなされた社債権者に対する通知の内容を知らされているものとみなされる。

(14) 準拠法及び管轄裁判所

(a) 準拠法

本社債、利札及びこれらに起因又は関連して生じる契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 管轄裁判所

本社債又は利札に起因又は関連して生じるあらゆる紛争の解決は、英国の裁判所の管轄に服するものとし、したがって、本社債又は利札に起因又は関連して生じるあらゆる法的措置又は手続（以下「法的手続」という。）は、同裁判所に対して提起できる。発行会社は英国の裁判所の裁判管轄権に服することに撤回不能の形で同意し、裁判籍を根拠として又は法的手続が不便な法廷地で提起されたことを根拠としてかかる裁判所における法的手続に対する異議申立てを行う権利を放棄する。かかる管轄への同意は本社債及び利札の各保有者の利益のためになされるものであり、かかる者のいずれかが管轄権を有するその他の裁判所において法的手続を行う権利に影響を及ぼすものではなく、また、一つ又は複数の法域において法的手続を行ったことにより、（同時に行うか否かを問わず）別の法域で法的手続を行うことが妨げられるものではない。

(c) 令状の送達

発行会社は、現在英国ロンドン EC 2 V 7 NQ 65 グレシャムストリート6階に所在するリンク・トラスト・セクレタリーズ・リミテッドを、発行会社のために、また発行会社に代わって英国における法的手続に関する令状の送達を受けるその英国における代理人として、撤回不能の形で選任する。かかる送達は、それが発行会社に転送され、発行会社により受領されたかに関わらず、かかる送達受領代理人に交付された時点で完了したものとみなされる。かかる送達受領代理人が何らかの理由により送達受領代理人として行為することができなくなった場合又はロンドンに住所を有さなくなった場合、発行会社は、代わりの送達受領代理人を選任することに撤回不能の形で同意し、また発行会社は上記「(13)通知」に従って直ちにかかる選任について社債権者に通知する。いかなる規定も、法律により許容される方法により令状を送達する権利に影響を及ぼすものではない。

(15) 用語の定義

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「追加障害事由」とは、法令改正をいう。

「計算代理人」とは、エスビーアイ・セキュリティーズ（香港）リミテッド又は本社債に関して選任された後継の計算代理人をいう。

「法令改正」とは、約定日（2018年11月13日）以後、(a) 適用法令（税法を含むがこれに限られない。）の採択若しくは変更により、又は(b) 適用法令の管轄法域の裁判所、審判所若しくは規制機関による解釈の公表若しくは変更（税務当局による措置を含む。）により、発行会社とその単独かつ完全な裁量において、(A) 株式を保有、取得若しくは処分することが違法となり、又は(B) 本社債に関する発行会社の義務を履行するための費用が著しく増加することとなったと決定する場合（納税義務の増加、税効果の減少又は発行会社若しくは発行会社の関係会社若しくはその両者の税務ポジションに対するその他の悪影響を含むがこれに限られない。）をいう。

「障害日」とは、株式に関し、証券取引所若しくはいずれかの関連取引所が通常の立会時間中に取引を行うことができないか、又は市場障害事由が発生した予定取引日をいう。

「障害現金決済価格」とは、本社債の額面金額の公正市場価値から関連するヘッジ取決めの解除に関し発行会社が負担した費用（ある場合）を差し引いた金額に等しい金額をいい、それらは全て計算代理人の単独かつ完全な裁量により決定される。

「早期終了」とは、証券取引所又はいずれかの関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の終了をいう。ただし、(a) 当該取引所営業日における証券取引所若しくは関連取引所の通常の立会の実際の終了時刻又は(b) 当該取引所営業日において評価時刻に執行されるための証券取引所若しくは関連取引所のシステムへの注文の発注期限のいずれか早い方の少なくとも1時間前までに当該早期終了時刻が証券取引所又は関連取引所によって公表された場合は、この限りではない。

「早期償還日」とは、各利払日（満期日である最終の利払日を除く。）をいう。

「証券取引所」とは、東京証券取引所、当該取引所若しくは気配表示システムの後継又は株式の取引が一時的に移動した代替の取引所若しくは気配表示システム（ただし、当該一時的な代替の取引所又は気配表示システムにおいて、当初の証券取引所におけるものと同程度に、当該株式に関連する相当の流動性があると計算代理人が決定した場合に限る。）をいう。

「取引所営業日」とは、株式に関し、証券取引所及び各関連取引所が通常の立会時間中に取引を行う予定取引日をいい、証券取引所又は当該関連取引所がその予定終了時刻前に閉鎖されたとしてもこれにかかわらない。

「取引所障害」とは、計算代理人が判断するところにより、市場参加者一般が(a) 証券取引所において株式の取引を行う、若しくは株式の市場価額を取得する、又は(b) いずれかの関連取引所において株式に関連する先物契約若しくはオプション契約の取引を行う、若しくはこれらの市場価額を取得する能力を阻害又は損なう事由（早期終了を除く。）をいう。

「最終償還判定日」とは、満期日の5 予定取引日前の日をいう。

「当初価格」とは、2018年12月13日における対象銘柄終値をいう。

「ノックイン事由」とは、2018年12月13日（同日を含む。）から最終償還判定日（同日を含む。）までの期間中の障害日ではないいずれかの予定取引日において、終値がノックイン判定水準以下となることをいう。

「ノックイン判定水準」とは、当初価格の70.00%をいい、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで算出する。

「早期償還判定水準」とは、当初価格の105.00%をいい、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで算出する。

「市場障害事由」とは、株式に関し、予定取引日において関連する評価時刻までの1時間以内のいずれかの時点で (a) 取引障害、(b) 取引所障害 (いずれの場合も、計算代理人が重大であると判断したもの) が発生若しくは存在した場合、又は(c) 早期終了の場合をいう。

「合併日」とは、株式発行者にかかる合併事由につき、当該合併事由の完了日、又は当該合併事由に適用ある国内法に基づき完了日が決定できないと計算代理人が判断した場合は計算代理人が決定するその他の日をいう。

「合併事由」とは、株式につき、(a) 発行済みの株式の全部を他の法人若しくは個人へ譲渡することになる、又は譲渡を撤回不能で確約することになる株式の種類変更又はその他の変更、(b) 株式発行者と他の法人若しくは個人との統合、併合、合併又は拘束力のある株式交換 (株式発行者が存続法人となる統合、併合、合併又は拘束力のある株式交換で、発行済みの株式の全ての種類変更又はその他の変更をもたらさないものを除く。)、(c) 法人又は個人が関連する株式発行者の発行済みの株式の100%を買入れ若しくは取得することにより、株式の全部 (買付人が所有又は支配する株式を除く。) を譲渡することとなる、若しくは譲渡を取消し不能の形で確約することとなる株式の買付申込み、公開買付け、交換申込み、勧誘、提案若しくはその他の事由、又は(d) 株式発行者又はその子会社と他の法人との統合、併合、合併又は拘束力のある株式交換で株式発行者が存続法人となり、結果として発行済みの株式の全ての種類変更又はその他の変更をもたらさないものであるが、当該事由の発生前の発行済みの株式 (当該法人等が所有又は支配する株式を除く。) が包括して当該事由発生後の発行済みの株式の50%未満を表章することとなるもの (逆さ合併)、のいずれかの事由を意味し、いずれの場合も合併日が最終償還判定日以前の場合に限る。

「新株式」とは、合併事由若しくは公開買付に関与する (株式発行者を除く) 法人若しくは個人の発行するものであるか、第三者のものか否かに関係なく、(a) 証券取引所と同一の国に存在する取引所若しくは気配表示システム又は株式発行者が容認するその他の証券取引所において公開、取引され、又は上場されており、かつ(b) いかなる為替管理、取引制限又はその他の取引規制の対象にもなっていないもの又は合併日付で速やかにそうなることが予定されているものをいう。

「潜在的調整事由」とは、以下に掲げるいずれかが発生した場合をいう。

- (a) 株式の分割、併合若しくは種類変更 (それが合併事由に該当する場合を除く。) 又は既存の株主に対する特別発行、資本組入れによる発行又は類似の発行による株式の無償交付若しくは株式の分配。
- (b) 既存の株主に対する、(A) 株式、(B) 配当金若しくは株式発行者の清算手取金の支払を受ける又はその両方の権利が付与された他の種類の株式又は有価証券 (均等に又は株主に対する当該支払に比例して)、(C) 分割又はその他の類似の取引の結果株式発行者によって直接的又は間接的に取得又は保有される他の発行者の株式又は他の有価証券又は(D) その他の種類の有価証券、権利若しくは予約権若しくはその他の資産の分配、発行又は配当。いずれの場合も計算代理人によって算定されることにより、実勢市場価格を下回る金額の支払 (現金又はその他の対価による。) による。
- (c) 計算代理人によってその性質が決定される特別配当金。
- (d) 全額払込済みでない株式に関する株式発行者による払込請求。
- (e) 株式発行者又はその子会社による株式の買戻し (利益又は資本のいずれから支払われるかは問わず、また、かかる買戻しの対価が現金、有価証券又はその他のいずれであるかも問わない。)
- (f) 計算代理人によって決定されることにより、特定の事由が発生した場合に市場価額を下回る価格で優先株式、予約権、債務証券又は新株引受権を分配する敵対的買収に対抗する株主権制度又は取決めにより株主権が株式発行者の普通株式又はその他の資本株式から分配又は分離されることになる事由。ただし、当該事由により行われた調整は、当該権利の償還の際に再調整される。
- (g) 株式の理論価額に希薄化又は凝縮化効果をもたらすその他一切の事由。

「関連取引所」とは、大阪証券取引所若しくはその承継者又は株式に関する先物契約又はオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所又は気配表示システムをいい、かかる臨時的代替取引所若しくは気配表示システムについては、計算代理人が、かかる代替取引所若しくは気配表示システムにおける先物又はオプション契約に関して元の関連取引所における場合に匹敵する流動性がある旨決定することを条件とする。

「予定終了時刻」とは、証券取引所又はある関連取引所及びある予定取引日に関し、当該予定取引日における証券取引所又は当該関連取引所の平日の予定終了時刻をいう (通常の立会時間後の取引又は通常の立会時間外のその他の取引に関しては、斟酌しない。)

「予定取引日」とは、証券取引所及び各関連取引所において、それぞれの通常の立会時間中に取引を行うことが予定されている日をいう。

「株式営業日」とは、東京、香港及びロンドンにおいて商業銀行が支払の決済を行っている日（土曜日若しくは日曜日又は法定休日を除く。）をいう。

「株式」又は「対象株式」とは、対象銘柄の発行する普通株式をいう。

「行使価格」とは、当初価格の100.00%をいい、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで算出する。

「取引障害」とは、証券取引所若しくは関連取引所又はその他による取引の停止又はこれらにより課せられる取引に対する制限をいい、(a) 証券取引所における株式について、又は(b) 関連する関連取引所における株式に関する先物取引又はオプション取引について、証券取引所若しくは関連取引所又はその他によって許容されている制限を超える価格の変動を理由とするか否かを問わない。

「対象銘柄」とは、ソニー株式会社をいう。

「早期償還判定日」とは、各利払日（満期日を除く。）の5予定取引日前の日をいい、また、当該日が予定取引日でない場合は、当該日は、予定取引日である直後の日まで繰り延べられるものとする。ただし、当初の早期償還判定日で計算代理人が障害日であると決定した日に続く2予定取引日のいずれも障害日である場合はその限りでない。この場合、(a) 2予定取引日目の日を、かかる日が障害日であることにかかわらず早期償還判定日とみなし、(b) 計算代理人はその誠実な推測に基づき、かかる日が障害日でないならば支配的だったであろう当該2予定取引日目の評価時刻現在の対象銘柄の株価を決定する。

「評価時刻」とは、株式に関し、関連する早期償還判定日における証券取引所の予定終了時刻をいう。証券取引所が予定終了時刻より前に閉場され、指定された評価時刻が通常の立会に係る実際の終了時刻より後である場合は、評価時刻は当該実際の終了時刻であるものとする。

本社債のリスク要因及びその他の留意点

本社債への投資には、一定のリスクが伴う。本社債への投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自らの個別的な財務状況、本書に記載される本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。ただし、以下の記載は本社債に含まれる全てのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではない。

以下に記載する1つ又は複数の要因の変化によって、他の要因を理由とする本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

(1) 元本毀損リスク

本社債の最終償還金額は、ノックイン事由が発生した場合は、最終償還判定日における対象銘柄終値によって決定される。かかる場合、最終償還金額は、当初投資した元本金額を下回る可能性がある。なお、最終償還金額は額面金額を上回ることではなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

(2) 早期償還に関する再投資リスク

上記「本社債のその他の主な要項(5)償還及び買入れ(a)対象銘柄終値の水準による早期償還」に記載される事由が発生した場合、本社債は直後の早期償還日に早期償還され、その後は本社債の利息は発生しない。このため早期償還により、社債権者は当初期待した利回りを得られない可能性がある。さらに、その償還金額や利息を再投資しても、社債権者は、早期償還されない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

(3) 調整事由等による調整

本社債の存続期間中、行使価格等は、潜在的調整事由、合併事由等の事由の発生により調整されることがある。

(4) 本社債の流通市場の不存在

本社債を中途売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることを意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、社債権者は、円金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

(5) 発行会社の信用リスク

本社債の価値は、発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合に影響を受けることがある。また、本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠しており、発行会社の信用状況が損なわれた場合、社債権者に損失が生じる可能性がある。

(6) 中途売却価格に影響する要因

上記「本社債の流通市場の不存在」において記載したように、本社債を償還前に売却できない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

満期日前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

(a) 対象銘柄の株価

本社債の最終償還金額は対象銘柄の株価により決定され、かつ強制早期償還の有無も対象銘柄の株価の水準により決定される。一般的に、対象銘柄の株価の下落は本社債の価格に悪影響を与え、また、対象銘柄の株価の上昇は、本社債の価格に良い影響を及ぼす傾向があると予想される。

(b) 配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

(c) 対象銘柄の株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される株価等の変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に、対象銘柄の株価の予想変動率の上昇は本社債の価格に悪影響を与え、予想変動率の下落は本社債の価格に良い影響を及ぼす。しかし、かかる影響の度合いは対象銘柄の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

(d) 金利

円金利が下落すると本社債の価格が上昇し、円金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想されるが、発行会社の信用状況によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

(e) 発行会社の格付

本社債の価格は、発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

(f) 早期償還判定日

早期償還判定日の前後で本社債の価格が変動する可能性が高い。また、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向があると予想される。

(7) 税制リスク

将来において、本社債に対する課税上の取扱いが変更される場合がある。

(8) 利益相反

計算代理人、引受人及び売出人は、発行会社の関連会社又は同一であるため、計算代理人、引受人又は売出人のいずれかと社債権者又は本社債の買付予定者との間には、潜在的な利益相反が生じ、又はこれが存続することがある。これには、(a) 本社債の償還により受領される金額又は交付される資産に影響を及ぼす本社債に基づき計算代理人が行う一定の算定及び判断に関する事、(b) 引受人によって買付予定者にとって不利な価格により本社債が取得されることに関する事、並びに(c) 買付予定者の利益を害する方法による勧誘行為及び売付行為に関する事を含むが、これらに限られない。

(9) 本社債の価格に影響を与える市場活動

発行会社、売出人、計算代理人又はそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行会社の本社債にもとづく支払債務をヘッジする目的で、株式現物、先物及びオプション市場での取引売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動及びヘッジの解消は、マーケットに影響を与える可能性があり、その影響を通じて、本社債の発行条件、早期償還の有無、最終償還の方法および本社債の時価および売却価格に影響し、結果的に社債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

その他

(1) 本社債の当初発行

本社債は、当初、仮包括社債券により表章され、当初の発行日までにユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）及びクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）のための共通預託機関（以下「共通預託機関」という。）に対して交付される。共通預託機関に対する包括社債券の当初預託が行われた時点で、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグは、引受人が引受け及び支払を行った額面金額に相当する本社債の額面金額をかかると引受人について記録する。

(2) 口座所有者とクリアリング・システムとの関係

ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上、包括社債券により表章される本社債の保有者として記録されている者は、発行会社がかかると包括社債券の持参人に対して、包括社債券により生じるその他全ての権利に関して行う支払（かかる支払はユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグのそれぞれの規則及び手続に従って行われる。）に対する自身の持分について、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグのみにその権利を主張できる。これらの者は、本社債が包括社債券により表章される限りにおいて、本社債についてなされるべき支払に関して発行会社に直接請求する権利を有さず、前述のとおり支払われた各金額について、発行会社の支払義務は、かかる包括社債券の持参人に対する支払により履行されたものとされる。

(3) 交換

仮包括社債券は、交換日（以下に定義する。）以降、手数料の支払なくして、本件財務代理人契約に定められた様式により非米国人実質所有に関する証明がなされた場合に、恒久包括社債券上の持分に交換される。恒久包括社債券は、交換日以降、手数料の支払なくして、その全て（一定の場合にはその一部）を確定社債券に交換できる。但し、

(a) 恒久包括社債券がユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグを代理して保有されている場合でかつこれらの決済機関が休日、法定又はその他の理由により14日間以上連続して業務を行わないか若しくは恒久的に業務を行わない予定であることを発表したか若しくは実際に業務を中止した場合又は (b) 本社債の元本が期日に支払われない場合に、保有者が財務代理人に対して確定社債券への交換を選択する旨通知した場合に限る。

「交換日」とは、仮包括社債券については、発行後40日経過した日、並びに恒久包括社債券については、交換を要求する通知が交付された日以降少なくとも60日経過した日で財務代理人の所定事務所が所在する都市及び関連する決済機関が所在する都市において銀行が営業している日をいう。

(4) 支払

交換日以降に期限を迎える支払は、恒久包括社債券上の持分又は確定社債券への交換が不適切に保留され又は拒絶された場合を除き、包括社債券に対しては行われぬ。包括社債券に表章される本社債に関する全ての支払は、財務代理人又は社債権者に対し通知された支払代理人に対する、裏書きのための包括社債券の呈示又はそれ以降の支払が存在しない場合には、包括社債券の提出に対して行われる。各支払の記録は包括社債券に裏書きされ、本社債に関する支払がなされたことの一応の証拠とされる。

(5) 通知

本社債が包括社債券により表章されており、かつかかる包括社債券が決済機関に代わって保有されている限りにおいて、当該シリーズの本社債の保有者に対する通知は、本社債要項により要求される公告に代えて、当該決済機関に対し、通知を受領する権限を有する口座保有者に連絡するよう当該通知を交付することにより、これを行うことができる。

(6) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによる課税上の取扱い及びリスク又は本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談すべきである。以下は、本社債の利息の国外における支払が国内における支払の取扱者を通じて行われる場合における日本国の租税に関する現行法令（以下「現行法令」という。）に基づく課税上の取扱いに関する発行会社の理解であり、本社債の要項の一部を構成するものではない。

現行法令上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと異なる可能性がある。

また、将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する追加的な取扱いを取り決めたり、あるいは日本の税務当局が現行法令について本項で述べた取扱いとは異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと異なる可能性がある。

(a) 利息に対する課税

本社債の利息は、一般に利子として課税され、日本国内の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、居住者については原則として20.315%

(15. 315%の所得税及び復興特別所得税と5%の地方税)の税率により、内国法人については原則として15. 315% (所得税及び復興特別所得税)の税率により、源泉徴収の対象となる。

さらに、居住者については、当該利息は申告分離課税の対象となり、当該源泉徴収された税額は一定の国税及び地方税から控除することができる。ただし、申告不要制度を選択し、当該源泉徴収により課税関係を終了させることもできる。

内国法人については、当該利息は課税所得に含められ、日本国の法人税及び地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の法人税及び地方税から控除することができる。

(b) 譲渡に対する課税

本社債の譲渡による損益について、日本国内の居住者の場合は、20. 315%の税率により申告分離課税の対象となる。

内国法人が本社債を譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額又は損金の額として課税所得に含められ、日本国の法人税及び地方税の課税対象となる。

(c) 償還差益に対する課税

本社債の償還額が本社債の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国内の居住者の場合、雑所得として取り扱われ、申告分離課税の対象となる。当該償還差益が内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の法人税及び地方税の課税対象となる。

(d) 損益通算及び繰越控除

日本国の居住者は、本社債の利息、償還差益及び譲渡損益について、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

(e) 税制リスク

将来において、本社債に対する課税上の取扱いが変更される場合がある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第76期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第77期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第77期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日) 平成30年11月6日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成30年11月21日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社SBI証券本店
東京都港区六本木一丁目6番1号

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 当該会社の名称及び住所

ソニー株式会社

東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 理由

ソニー株式会社は、対象株式の発行会社であり、本社債は、前記「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件 <本社債のその他の主な要項> (5) 償還及び買入れ」記載の条件に従い、ある早期償還判定日（最終償還判定日を除く。）における対象銘柄終値が早期償還判定水準以上となった場合、社債権者に対して5営業日前までの通知を行った上で、各本社債は全て（一部は不可）、直後の早期償還日にその額面金額で早期償還され、また、前記「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件 <本社債のその他の主な要項> (5) 償還及び買入れ」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生し、かつ最終償還判定日における対象銘柄終値がその行使価格以上となる場合には額面金額の100%で最終償還され、ロックイン事由が発生し、かつ最終償還判定日における対象銘柄終値がその行使価格未満である場合には、額面金額×（最終償還判定日における対象銘柄終値÷行使価格）の算式により算出される金額で最終償還される。したがって、ソニー株式会社の情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと考えられる。但し、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該株式の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 株式についての詳細

種類 普通株式

発行済み株式数 1,270,069,042株（平成30年11月5日現在）

上場金融商品取引所 東京・ニューヨーク各証券取引所

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 株式に関して当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

第101期

（自 平成29年4月1日

平成30年6月19日 関東財務局長に提出

至 平成30年3月31日）

② 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第102期第1四半期）（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）

平成30年8月6日 関東財務局長に提出

四半期会計期間（第102期第2四半期）（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）

平成30年11月5日 関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

①の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年11月21日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成30年6月22日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	S B I 証券株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 高村 正人

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成30年8月29日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

株式会社S B I 証券 2019年3月29日満期円建社債（平成30年3月28日の売出し）
券面総額又は振替社債の総額 100億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社の事業内容は、主にインターネット・コールセンターを通じた株式等有価証券の売買注文の委託業務、有価証券の引受け業務、有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い業務、その他の金融商品取引業務であり、これらの業務を通じて、顧客（投資家）のニーズに応じた金融サービスを提供することです。当社グループ（当社及び当社の関係会社）には、当社、親会社2社及び連結子会社15社があり、システム関連事業を行うSBI B I T S及びその子会社、対面チャネルであるSBI マネープラザ及びその子会社、FX関連事業を行うSBI リクイディティ・マーケット及びその子会社、確定拠出年金関連事業を行うSBI ベネフィットシステムズ及びその子会社などで構成されております。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	74,298	—	89,786	90,464	116,716
経常利益 (百万円)	32,743	—	39,889	37,973	53,798
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	18,069	—	28,087	27,798	36,812
包括利益 (百万円)	17,965	—	27,740	27,611	37,116
純資産額 (百万円)	153,221	—	177,241	192,465	214,568
総資産額 (百万円)	1,759,168	—	1,974,648	2,559,386	3,031,600
1株当たり純資産額 (円)	44,263.74	—	51,152.43	55,097.44	61,308.64
1株当たり当期純利益金額 (円)	5,219.96	—	8,114.06	8,022.86	10,610.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.7	—	9.0	7.5	7.0
自己資本利益率 (%)	12.1	—	15.9	15.1	18.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	33,959	—	41,491	26,212	50,862
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△7,322	—	△1,563	△34,692	3,825
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	53,771	—	△66,100	144,687	△36,011
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	117,025	—	97,840	234,115	250,332
従業員数 (人)	341	—	663	924	1,532
(外、平均臨時雇用者数)	(170)	(—)	(234)	(264)	(291)

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第73期は連結財務諸表を作成していないため、記載しておりません。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を遡って適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	74,177	77,577	85,123	79,791	102,843
経常利益 (百万円)	32,731	34,736	37,958	32,592	46,249
当期純利益 (百万円)	17,864	20,127	26,847	24,665	32,045
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	47,937	47,937	47,937	48,323	48,323
発行済株式総数 (株)	3,461,559	3,461,559	3,461,559	3,469,559	3,469,559
純資産額 (百万円)	153,089	159,146	175,989	186,429	203,471
総資産額 (百万円)	1,759,036	2,151,779	1,935,341	2,511,103	2,958,920
1株当たり純資産額 (円)	44,225.57	45,975.40	50,841.11	53,732.94	58,644.91
1株当たり配当額 (円)	3,160.75	4,070.41	2,888.87	4,323.32	4,323.32
1株当たり当期純利益金額 (円)	5,160.86	5,814.69	7,755.82	7,118.79	9,236.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.7	7.4	9.1	7.4	6.9
自己資本利益率 (%)	11.9	12.9	16.0	13.6	16.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	61.2	70.0	37.2	60.7	46.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△27,206	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△18,177	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	51,060	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	—	127,441	—	—	—
従業員数 (人)	341	358	409	485	533
(外、平均臨時雇用者数)	(170)	(192)	(233)	(238)	(236)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第73期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。

5. 第72期、第74期、第75期及び第76期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への 投資に際しての確認書

本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。
(『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照)
2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
4. 本商品を中途売却する場合の売却額(試算額)の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
6. 本取引により想定される損失額(中途売却した場合の売却額(試算額)を含む。)を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。
7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、**本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、**元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をさせていただいていること。